

平成30年（く）第251号

## 【滋賀：日野町事件】

# 速やかに即時抗告を棄却し、再審開始を求める要請書

大阪高等裁判所 第二刑事部 御中

1984年12月28日、滋賀県日野町の酒店の女主人が何ものかに殺され、手提げ金庫が奪われるという事件が発生しました。約3年後に常連客であった阪原弘さんが任意同行のうえ、自白を強要され、逮捕、起訴されました。しかし客観的証拠に乏しく、確定一審では（殺害場所、殺害時刻ともに特定できずに）判決前に訴因変更を促し、立証が不十分なまま無期懲役を言い渡しました。その後控訴審、最高裁を経て、判決は確定しました。

阪原さんは服役し第一次再審請求審の途上、持病の特発性間質性肺炎が重篤化したために、刑の執行が停止され外部病院に緊急入院、しかし、2011年3月帰らぬ人となりました。

翌年3月、「無実の罪で死んだ父の無念を晴らしたい」と、遺族が再審を申し立て、6年余の再審請求審を経て、2018年7月11日、大津地裁で再審の開始が決定しました。

再審請求審においては、多数の未開示証拠が開示され、自白は警察官の暴行と脅迫によって獲得されたものであること、また引当捜査においても証拠を偽造・偽証していたこと等々が判明しました。阪原さんを犯人に仕立て上げるために警察・検察が、無罪を示す証拠を隠し、また有罪にするために証拠のねつ造まで行っていたことが明らかになりました。

以上の点を踏まえ、白鳥・財田川決定に則って、新旧証拠を総合的に評価したうえで、阪原さんを有罪とした確定審の判決には疑問が生じたとして、大津地裁は再審の開始を決定したのです。

刑事裁判における再審の目的は「無辜の救済」、そして「失われた尊厳の回復」だと言われています。

貴裁判所が「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に基づき、速やかに検察の即時抗告を棄却し、再審開始を決定されることを強く要請致します。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |

【取扱団体】〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 滋賀県労連内  
日本国民救援会滋賀県本部 ☎077-521-2129 FAX077-521-2534